

みらい介護事業者ローン

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業地区内に居住または勤務される個人または営業している法人で、以下のいずれかの条件を満たすお客さま <ul style="list-style-type: none"> ○介護事業へ新規参入される方 ○介護事業を開始した日以後 5 年未満の方 ○「みらい介護代金収納サービス」により当金庫指定口座に売上代金を回収される方 ○日本フルハップ((財)日本中小企業福祉事業財団)会員の方 ※「みらい介護代金収納サービス」および日本フルハップのご加入は、ローンお申し込みと同時に申し込みできます。
お使いみち	・介護事業の実施に必要な設備資金および運転資金
お借入金額	・1,000 万円
お借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・運転資金・・・6 カ月以内(手形貸付方式) ・設備資金・・・7 年以内(証書貸付方式)
お借入金利	<ul style="list-style-type: none"> ・運転資金・・・みらい短期プライムレート ・設備資金・・・みらい長期プライムレートを基準とした随時変動金利 <p>※お借入金利は、お申込日の金利が適用されます。金融情勢等により当金庫長期プライムレートの変動に応じて、お借入金利は変動いたします。</p> <p>※現在のお借入金利については、窓口でご確認ください。</p>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・運転資金・・・6 カ月以内の一括返済 ・設備資金・・・元金均等返済(元金ご返済期間を 1 年以内で据え置くことができます) <p>※毎月約定ご返済日(休業日の場合は翌営業日)に、元金および利息をお支払いいただきます。</p>
担保	・原則として不要ですが、必要となることがあります。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・個人・・・第三者を含め、2 名以上の連帯保証人が必要となります。 ・法人・・・代表者および第三者を含め、3 名以上の連帯保証人が必要となります。
保証料	・不要です。
遅延損害金	<ul style="list-style-type: none"> ・ご返済を遅延された場合、遅延損害金をいただきます。(1 年 365 日とする日割り計算)
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部(9 時～17 時、電話:0120-310-708)にお申し出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫営業推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>

その他参考となる事項	・ 審査の結果によっては、ローンご利用のご希望にそえない場合がありますので、ご了承ください。 ・ 店頭またはホームページで返済額のシミュレーションができます。
必要書類	・ ご本人であることを確認できる資料 ・ ご印鑑（ご返済用の普通預金口座をお持ちの場合は、お届出印鑑） ※他の必要書類等については、窓口にお問い合わせください。